

令和5年度 第8回

## 江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和5年度第8回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和5年11月29日(水) 14:00~14:40	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	2 下河内 昭博 3 川尻 一行 5 清水 正子 6 室元 文雄 7 中福 留美 9 小原 正清		
欠席委員	山田 隆見 村上 浩司 田中 正彦		
出席者 総 数	出席委員 5名		
事 務 局 職 員	事務局長 猪垣 英治 書 記 佐山 靖裕 書 記 永村 由美 書 記 井上 翼		
傍 聴 者	向井推進委員		
議 事 録 署名委員	3番 川尻 委員 5番 清水 委員		
提出議題	議事  諸報告  議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第39号 非農地証明の申請について  協議事項		

## 1 開 会

事務局長 新しいメンバーとなりまして、今日が初めての総会になります。どうぞよろしくお願ひします。それでは、御案内の時刻となりましたので、只今から令和5年度第8回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者は、委員総数9名中6名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立していることを御報告します。また、議事録作成のため、本会議を録音することをお知らせさせていただきます。

それでは、最初に小原会長が、皆様に御挨拶申し上げます。

議 長 少し遅くなりまして申し訳ございません。寒くなりましたので、お体に気を付けて頑張っていきましょう。よろしくお願ひします。

事務局長 これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。小原会長よろしくお願ひします。

## 2 議事録署名者の指名について

議 長 日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては、4番の村上委員が欠席なので、3番の川尻委員と5番の清水委員の指名をお願いさせていただきます。なお、書記に猪垣事務局長、佐山、永村、井上の3名の書記を指名いたします。

## 3 諸 報 告

議 長 日程第3の諸報告です。事務局の方から何かありますか。

佐山書記 本日審議する事案について説明します。  
1つ目は、農地法第3条の許可申請について。  
2つ目は、農地法第4条の許可申請について。  
3つ目は、農地法第5条の許可申請について。  
4つ目は、非農地証明の申請について。以上です。

議 長 それでは、日程第4の議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

佐山書記 議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和5年11月29日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号 1、譲渡人、A、住所、埼玉県飯能市●●、職業、主婦。  
譲受人、B、住所、江田島市能美町●●、職業、農業。  
所在地、能美町●●字○○\_\_番\_\_ 外 1 筆、合計面積は 681 m<sup>2</sup>。  
申請理由は贈与で、譲渡人は「居住地から遠距離で適正な管理が困難なため、  
無償で譲り渡す。」  
譲受人は「当該地が自宅の近隣にあり営農が便利になるため、無償で譲り受  
ける。」  
農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以  
上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 室元委員、最初ですがお願いします。

室元委員 先日、現地確認を行いました但事務局の言うとおりに特に問題ないと思  
います。よろしくをお願いします。

議 長 御質問等はありませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号 2、譲渡人、A、住所、埼玉県飯能市●●、職業、主婦。  
譲受人、C、住所、江田島市能美町●●、職業、農業。  
所在地、能美町●●字○○\_\_番\_\_ 外 2 筆、合計面積は 440 m<sup>2</sup>。  
申請理由は贈与で、譲渡人は「居住地から遠距離で適正な管理が困難なため、  
無償で譲り渡す。」  
譲受人は「当該地が自宅の近隣にあり営農が便利になるため、無償で譲り受  
ける。」  
農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以  
上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 同じく室元委員、お願いします。

室元委員 先程の土地の隣接地ではないのですが、申請地と自宅が近くで特に問題  
はないと思います。

議 長 他に御質問等はありませんか。

委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。
佐山書記	<p>番号 3、譲渡人、D、住所、江田島市大柿町●●、職業、保育士。  譲受人、E、住所、江田島市能美町●●、職業、会社役員。  所在地、能美町●●字○○__番 3__の 1 筆、面積は 243 m<sup>2</sup>。  申請理由は譲渡で、譲渡人は「当該地を相続により取得したが、譲受人からの申し出があったため、隣地にある宅地建物と一緒に有償で譲り渡す。」  譲受人は「当該地で自家消費用の野菜類を耕作するため、宅地建物を含む不動産を有償で譲り受ける。」  農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>
議長	田中委員欠席のため、事務局お願いします。
永村書記	<p>11 月 17 日に、関係委員と現地確認を行いました。譲受人の E さんは■■の代表役員をされています。農地と一緒に購入される家屋を従業員用の住まいとして考えていらっしゃるそうです。農地も従業員と耕作されるのではないかと思います。御審議をよろしくお願いします。</p>
議長	御質問等はありませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。
佐山書記	<p>番号 4、譲渡人、F、住所、東京都千代田区●●、職業、会社員。  譲受人、G、住所、京都市中京区●●、職業、学生。  所在地、江田島町●●__丁目__番 外 1 筆、合計面積は 686 m<sup>2</sup>。  申請理由は譲渡で、譲渡人は「今後、相続した江田島市の実家に住む予定がないので、宅地建物と農地を併せて売却する。」  譲受人は「両親と一緒に隣地の住居に移住して農業するため、有償で譲り受ける。所有権移転後は、オリーブを栽培する。既にオリーブの苗木も市の方</p>

に予約済みである。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。本案件の譲受人は未成年であることから、両親が先行して江田島市に住所を移すとの誓約書を提出しております。また、譲受人は、未成年であることから農地譲渡に係る法的代理人同意書を父親から提出いただいております。

以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 4番の案件につきまして私が説明します。現地の方は正直手を入れないと、家も畑も手を入れないと大変かなという印象を持っていますが、事務局の説明のとおり誓約書もありますので特段問題ないかと思えます。家はかなり住んでなく時間が経っていますので、少し手を入れないといけないかなと思えます。御質問等はございませんか。

中福委員 15歳ということは中高校生ですか。普通の考えでいくと御両親がこっちに移住して来られるということで、一緒にやるにしても15歳なので大体、親御さんの名義にするのが普通だと思うのですが、こういうやり方もあるのですか。

議長 あまりないですね。御両親は、ゆくゆくはお子さんに相続させるので、それならば最初から子供の相続にしておけば、後々面倒がないという話があります。他に御質問等はございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可といたします。事務局は次をお願いします。

佐山書記 以上で3条の審議を終わりました。議案第37号の「農地法第4条の規定による許可申請について」に入ります。

議案第37号、農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和5年11月29日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、申請人、H外2名、住所、広島市安佐南区●●、職業、無職。

所在地、大柿町●●字○○\_\_番\_\_の1筆、面積は280㎡。

申請理由は宅地への転用で、「昭和50年前後に祖父が建てた建物の一部と庭部分が当該地にかかっており、今後、宅地建物と一体で処分するため、顛末書を添えて申請する。」以上、追認案件となります。御審議をお願いします。

議長 中福委員、お願いします。

中福委員 写真を見ていただいたら、分かると思いますが、かなり荒れていて家も崩れ  
そうな感じで、中に入って見ることは出来なかったのですが、手放されるのを  
希望しておられるようで、正常化のために地目を変えざるを得ないと思います。  
よろしくをお願いします。他に問題はありません。

議長 御質問等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号2、申請人、I、住所、江田島市大柿町●●、職業、無職。  
所在地、大柿町●●字○○\_\_番\_\_の1筆、面積は286㎡。  
申請理由は雑種地への転用で、「昭和25年頃に亡き夫が農地法の申請を怠り  
月極駐車場として利用してきた。今回、相続手続きをする際に農地であること  
が判明し今後、農地法を遵守するため始末書を添えて申請する。」以上、追認案  
件となります。御審議をお願いします。

議長 村上委員欠席のため、事務局お願いします。

永村書記 11月17日に関係委員と現地確認を行いました。現地は既に駐車場となっ  
ており、適正な地目に戻すため許可はやむを得ないかと思えます。申請者からは  
始末書を添付されております。御審議をお願いします。

議長 御質問等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可とします。

事務局にも、お願い事になるのですが、家の場合は中々難しいのですが、駐  
車場は明らかに図面の中では農地となっているので、そこは、そういう形にな  
っていると分かると思うので、目を光らせてメモでもしながら追認等、漏れの  
無いよう、お願いしたいと思えます。

佐山書記 番号3、申請人、J、住所、江田島市能美町●●、職業、無職。  
所在地、大柿町●●字○○\_\_番1\_\_外3筆、合計面積は602.86㎡。  
申請理由は宅地への転用で、「平成3年頃に亡き父親が農地法の申請を怠り、大工作業場兼資材倉庫として利用してきた。今回、相続手続きをする際に判明し今後、農地法を遵守するため始末書を添えて申請する。」以上、追認案件となります。御審議をお願いします。

議長 村上委員欠席のため、事務局をお願いします。

永村書記 11月17日に関係委員と現地確認を行いました。先程の4条2番の案件と同じで既に2階建ての倉庫が建っており残地はコンクリートを敷き詰めた状態になっていました。適正な地目に戻すため、許可は、やむを得ないかと思えます。始末書も添付されています。御審議をお願いします。

議長 御質問等はありませんか。

川尻委員 質問ではないのだが税務課か何かで、建物が建った時点でわかるはず。その時に連携をとって情報提供なりがあれば我々でも把握ができ、すぐ対応ができるので、情報の交換をしてもらえたらと思う。

議長 建物の建築許可申請が普通は下りない。農地に建てることはできない。

川尻委員 建物を建てたらすぐに、固定資産の関係で行くはずですよ。

議長 多分ですが、闇で建てているのは分からない。ちゃんとしているのかどうかは分からないのだと思う。

川尻委員 調べれば分かるでしょ。

議長 税務課が調べればすぐ分かる。

川尻委員 昔は闇で建てることがよくあった。

佐山書記 一年前にも税の話が出ましたが、税情報は縦割りで横の繋がりが無い。と言われたことがあります。税務課から私たちに情報がこない。

議長 案件が出る前に、できるだけ芽をつぶそうということで、できればと思う。

佐山書記 個人住宅の場合は許可等がありますが、恐らくお金も借りられないはずで、闇で建てることは難しいと思います。建物は■■さんなのですぐに建てられる。建った後に固定資産係が見にあって終わりですよ。当時からそうやってきていますよね。



合同会議の時にも、墓はどうするのか。ちゃんとしないとイケないのではないかと、おっしゃっていた委員さんもいましたよね。

川尻委員 出てくるたびにするしかない。

佐山書記 広報にも載せて今、農地を手放すとき渡すときは許可が必要だということを知らせていますので、新しく申請を出す方は大丈夫でしょう。過去のは、たくさんあるでしょうが。

議長 過去のは、どうしようもないので仕方がない。

中福委員 市役所も縦社会で情報がこないという、問題点がいろんな形で出てきているので、市役所の中で問題化して話し合っただけで情報交換するようにしたらいいのでは、と思うのですがそれは無理なのですか。

佐山書記 個人情報保護法などの関係で、やりにくくはなっている。

議長 私もある町に出向していた時に、同じような案件のとき、そこにいる職員に税務の方にちゃんと情報をもらいなさいよと、かなり言ったことがあります。そしたら、税務課は非常に堅くて、そういう情報は一切出さない。農地法がなんだろうが出さない。と当時は言っていました。そんなことないだろうと税務の方に掛け合ったりしたのですが、個人情報だからと頑として明かせないと、言い合ったこともあります。江田島市に限らず、税務の情報は出さないというのがあるようです。

そこは仕方がないので、常日頃から目を光らせていくしかない。もしどうしても農業委員会が必要であれば、私の方から市長に相談して横の関係を風通しよくなるよう、お願いしようと思います。今日は欠席者もいるので、また改めて話し合いをしたいと思います。

他に御質問等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。以上で農地法第4条の審議を終わりました。議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局は、次をお願いします。

佐山書記 議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。

令和5年11月29日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、譲渡人、H 外2名、住所、広島市安佐南区●●、職業、無職。  
譲受人、株式会社K、住所、江田島市大柿町●●、職業、サービス業等。  
所在地、大柿町●●字○○\_\_番\_\_の1筆、面積は178㎡。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「当該地を相続により取得したが、この度、農地の売買について合意が得られたため、有償で譲り渡す。」

譲受人は「お客様駐車場が手狭で昼時には一杯になることから、会社トラックや従業員の駐車場として利用するため、当該地を有償で譲り受ける。」以上、御審議をお願いします。

議長 中福委員、お願いします。

中福委員 写真で見ると広そうに見えるのですが、農業をするということであれば少し狭いかなという場所でした。Kの駐車場が隣で、管理していないので草がぼうぼうですし、土地の有効活用としては駐車場を広げて使うのが一番で、仕方がないかなと思います。問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長 御質問等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可とします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 議案第39号、非農地証明の申請について。農地法第2条第1項の規定により、次のとおり証明申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和5年11月29日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、申請人、L、住所、広島県安芸高田市●●。

所在地、沖美町●●字○○\_\_番30\_\_外5筆、合計面積は1,215.91㎡。

申請理由は「亡き父が生前、□□で営農していたが、35年以上耕作していないため、現況は山林化している。現在、□□に行く術もないので申請する。」

なお、本案件につきましては、□□であり現地確認が困難なため対岸からの申請地を見て一体を山林と認識して非農地といたしました。御審議をお願いします。

議長 田中委員欠席のため、事務局をお願いします。

永村書記 11月17日に関係委員と現地確認を行いました。現地は行く術もなく確認の方法もないため対岸からの目視と衛星画像からの判断で申請地付近を一体として非農地として判断するしかないかと思えます。御審議をお願いします。

議長 御質問等ございませんか。  
現地には行かれないので現地確認したことにはならないのですが、そうであろうという推測だと思えますが、よろしいですか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可とします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号2、申請者、M、住所、江田島市江田島町●●。  
所在地、江田島町字○○\_\_\_番の1筆、面積は834㎡。  
申請理由は「以前は、夫が自家消費用の野菜類を栽培していたが、25年前に病気を患ってからは農作業ができなくなっていた。今後、農地として利用する予定もないので申請する。以上、御審議をお願いします。

議長 私が関係農業委員になりますので意見を述べます。  
写真で見るより明らかに難しいようなところで、仕方がないのかなど。これ以上入っていくことが不可能だったので、写真で判断していただくしかないと思います。特段問題はありません。  
御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可とします。以上で提出議案は全て終了しまして、続きまして協議事項ですが、事務局から何かありますか。

佐山書記 皆様方の机の上に手帳を今年もお配りしておりますので、お使いいただけたらと思います。

先日、辞令交付式がありましたが、広報を御覧ください。皆様の記事が載っております、3年間よろしくお願ひします。少し小さいですが推進委員さんの写真も載せてほしいとお願ひし、集合写真一枚になりましたが、集合写真と名

簿が載っていますので、また御覧になってください。

もう一枚の資料を御覧ください。11月1日から、始まっている農地利用最適化の活動の担当地区となります。農業委員さんは左側に書かしてもらっているとおりに全体を見てもらうということで、敢えて区割りにしていません。全体をみていただけたらありがたいです。推進委員さんも最適化活動ということで、右側に担当地区が書いてあります。下にも書いてありますが、こちらは原則の担当地区として表にしておりますので、どこか違うところに行くということも構いませんので、ご自由にやっていただくという形となっています。

江田島町が5人になっていますが、江田島町は広いので、ちょうどよかったのではないかと考えています。大柿町はどうか3人でやっていただければと考えています。これは、日頃の農地利用最適化活動のことで、夏のパトロールではないので、間違いのないようにお願いします。何か質問はありませんか。

また、江田島町、能美町に新人がたくさんいますので、いつもの勉強会という形の部会をやっていきたいと思います。その時にはまた、お知らせしますので、よろしくをお願いします。

議 長

皆様方から何か御質問等ございませんか。

無いようですので、以上をもちまして、農業委員会の総会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。